

# 北海道中川郡幕別町議会

## 2 住民に開かれた議会

幕別町議会では、平成22年3月から議会運営委員会において、議会改革を進めるべきとの確認により、「議会運営のあり方」24項目について検討を重ねてきました。

24項目中の1項目である「議会基本条例の制定について」平成23年11月22日付けで、議長から議会運営委員会に対し議会基本条例の制定に向けた検討を行うように諮問され、平成25年3月25日に議会運営委員長から議長に「議会運営の基本的事項を定めた(仮称)幕別町議会基本条例を制定することについて、平成25年度中に議会基本条例を制定し、平成26年度から施行すべきもの」と答申されました。

その後、パブリックコメントや議会報告会で町民等から意見を受け、議会運営委員会及び全員協議会において協議を重ね、議会及び議員活動の活性化と議会改革を後退することなく、更なる発展をさせ町民に信頼される開かれた議会運営を目指し、議会が担うべき役割を果たすため、議会運営の基本項目を定める幕別町議会基本条例(案)を平成26年3月4日に議会運営委員長から議長に報告をし、3月定例会において可決をしました。

議会基本条例は、町民にわかりやすく開かれた議会を目指すもので、積極的な情報の提供・公開と議会活動への多様な町民参加の推進、政策立案、政策提言等の強化、議会報告会の開催などを規定し、町民の負託に応える議会運営を進めることにしています。

具体的には、逐条解説の作成、会派制や委員会中心主義、本会議はもとより委員会及び全委員協議会を公開することにしました。本会議における質問等は町政上における論点を明確にして、質疑は一問一答方式を採用するとともに、理事者側には論点を整理するため答弁に必要な範囲内で反問権を設けました。

特に、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決すべき事件の追加と反問権の取り扱い等について、町側との調整に時間をかけました。

議会基本条例を平成26年4月1日から施行し1年が経過したので、本年6月9日から議会運営委員会において目的が達成されているかどうかの検証を行い、議会だより及び議会ホームページなどで町民に公表しました。検証結果としては今後努力する項目が6項目あり、政策提言や会派内の政策理念の共有、議会図書室の充実、議員定数のあり方などが課題となりました。

幕別町議会では議会基本条例を機に、今後、更に町民に開かれた議会を目指していきます。